

建設工事に係る制限付き一般競争入札
すべての入札案件に共通する事項

平成 29 年 4 月 1 日現在
令和 3 年 4 月 1 日一部改正

- 1 すべての入札案件に共通する入札参加資格要件は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の期間中でないこと。
 - (3) 三島市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 9 月 17 日三島市告示第 127 号）に基づく入札参加停止の期間中でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 2 設計図書の配布
設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）の交付を次のとおり行う。
 - (1) 配布期間
入札公告の日から入札執行日まで
 - (2) 配布方法
入札参加者は、三島市役所ホームページの「設計図書ダウンロードページ」から、ダウンロードして入手すること。
- 3 設計図書に対する質問及び回答
 - (1) 設計図書に対する質問がある場合には、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の質問回答機能により、次の受付期間内に提出すること。
 - ア 受付期間
入札公告の日の翌週月曜日から水曜日までの3日間とする。ただし、当該期間に休日が含まれる場合は、休日の日数分を延長する。
 - イ 質問の受付担当課
三島市役所財政経営部 財政課 契約係 電話055-983-2624
 - (2) 上記(1)の質問に対する回答は、受付後速やかに電子入札システムの質問回答機能により行う。ただし、上記受付期間を過ぎて提出された質問には回答しないものとする。
- 4 入札書の提出方法（別紙「電子入札システムによる入札書提出までの手順」参照）
 - (1) 電子入札システムの「調達案件一覧」画面から、一般競争入札参加資格確認申請書を提出する。システムの都合上、何らかの添付資料がないと送信できないため、ワード、エクセル等で作成した仮の文書（様式自由）を添付すること。
 - (2) 参加申請書の受付期間は、公告の日から翌週の金曜日午後5時までとする。ただし、や

むを得ない理由で、紙入札により参加する場合は公告の日から翌週の水曜日午後5時までとする。

- (3) 参加申請書受付期間終了の翌週（入札の週）の月曜日に、三島市から一般競争入札参加資格確認通知書が送信される。通知書には、すべての入札参加者に対して「競争参加資格有」と表示されるが、これはシステムの都合上表示されるものである。三島市の一般競争入札は、開札終了後に入札参加資格審査を行うため、この通知書により入札参加資格が有ることを認めるものではない。
- (4) 入札書受付期間内に、電子入札システムにより入札書を提出すること。入札書の受付期間は、入札執行（開札）日の前日及び前々日（土日休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（受付最終日は午後4時まで）とする。

5 積算内訳書の提出方法

「積算内訳書」が「要」となっている入札案件においては、電子入札システムの添付機能により、積算内訳書のファイルを添付して提出する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付（契約金額の100分の10以上）。ただし、地方債券若しくは国債証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証契約、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 入札参加資格審査

入札参加資格確認審査は、開札終了後に次の方法で行う。

- (1) 契約担当課長は、開札終了後速やかに、最低価格入札者にファックス又は電話により連絡し、入札公告に示した入札参加資格審査書類（以下「審査書類」という。）の提出を求めるものとする。ただし、審査書類がすべて「不要」となっている入札案件にあっては、この限りでない。
- (2) 最低価格入札者は、審査書類の提出を求められた場合は、その日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）以内に、入札参加資格審査申請書（様式第2号）に審査書類を添付して、持参により提出しなければならない。ただし、様式第2-1号又は様式第2-2号の提出を求めている入札案件にあっては、開札の当日にファックスにて提出するものとする。
- (3) 審査書類提出後、市は、最低価格入札者が入札公告に示した入札参加資格要件を満たしているか否かの審査（以下「資格審査」という。）を行う。
- (4) 資格審査は、審査書類の提出期限の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）以内に行う。ただし、上記(1)のただし書により審査書類の提出がない場合、

及び上記(2)のただし書によりファックスにより審査書類が提出された場合は、開札の当日に行うものとする。

- (5) 資格審査の結果、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者から順次審査を行うものとする。

8 低入札価格調査について

「低入札価格調査」が「対象」となっている入札案件において、開札の結果、「三島市低入札価格調査制度の運用基準」に基づく調査基準価格を下回る入札をした者があるときは、当該入札者すべてに、上記7(1)による審査書類の提出を求める。

資格審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた最低価格入札者について、低入札価格調査を行うものとする。

9 落札者の決定方法

資格審査の結果、入札参加資格要件を満たしていると認めた者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とし、三島市最低制限価格制度実施要領において対象とする建設工事等の入札案件については、入札金額が最低制限価格を下回った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、入札参加資格要件を満たしていると認められた最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 資格審査の結果入札参加資格要件を満たしていないと認められた者の入札
- (2) 虚偽の内容で入札参加資格審査申請書又は審査書類を作成した者の入札
- (3) 入札公告及び建設工事競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

11 契約書作成について

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 契約書の作成に係る費用は、落札者の負担とする。

12 支払条件等

(1) 前払金及び中間前払金

請負代金額が300万円以上の場合 前払金は、請負代金額の40%以内とし、中間前払金は20%以内とする。また、中間前金払と部分払は選択性とする。

(2) 部分払

部分払の請求回数は、次に掲げる金額に応じた回数以内とする。

- ア 契約金額が500万円以上2,000万円未満である場合 1回
- イ 契約金額が2,000万円以上5,000万円未満である場合 2回
- ウ 契約金額が5,000万円以上1億円未満である場合 3回

エ 契約金額が1億円以上である場合 5回

13 その他

- (1) 入札参加者は、建設工事競争入札心得を遵守すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の10第2項に定める最低制限価格は、三島市最低制限価格制度実施要領において対象とする建設工事等に設けるものとする。
- (3) 落札者は、様式第2-2号を提出した場合は、記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。
- (4) 入札参加資格審査申請書又は審査書類に虚偽の記載をした場合においては、三島市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

14 入札に関する問い合わせ先

三島市役所財政経営部 財政課 契約係 電話055-983-2624